

知床の原生的な自然にふさわしい利用ルール（「知床ルール」）について

H19.8 北海道環境生活部
環境局参事（知床遺産）

1 知床世界自然遺産候補地管理計画（H16.1 環境省、林野庁、文化庁、北海道）での記述

5. 管理の方策

（4）自然の適正な利用

ア. 基本的な考え方

観光、自然探勝、釣り等の利用については、世界自然遺産としての価値を将来にわたって損なうことのないように、候補地における利用形態毎の特性に応じて適正に行われるようにする。そのため、知床の原生的な自然にふさわしい利用ルール（「知床ルール」）づくりを進め、必要に応じて一定の制限を設ける。また、過度な利用の集中に伴う問題が生じないように、候補地の周辺地域も含めた様々な自然や文化に関わる資源の活用、利用情報や利用プログラムの提供などを通じて、利用の分散、利用者の適正な誘導を図る。

（以下、略）

上記の基本的な考え方を受けて、次項に利用形態毎の原生的な自然にふさわしい利用の対応方針を記載

イ. 主要利用形態毎の対応方針

（ア）観光周遊

（イ）登山・トレッキング

（ウ）海域のレクリエーション利用

（エ）その他の利用

2 利用ルール（検討中のものを含む）

- （1）知床半島先端部地区利用適正化基本計画（H16.12）に基づく「利用の心得」（本日、環境省が試行版の案を提示）
- （2）知床半島中央部地区利用適正化基本計画（H17.9）に基づく「利用の心得」（検討中）
- （3）知床エコツーリズム推進計画（H17.6）に基づく「ガイドライン」（知床エコツーリズム推進協議会において平成18年度策定）
- （4）自然公園法に基づく利用調整地区（環境省が導入を検討中）

など